



マイナンバー

〈社会保障・税番号制度〉が始まります！

その5

今年10月から、住民票を有する
全ての方に12桁のマイナンバー
(個人番号)が通知されます。



通知カードの送付について

平成27年10月以降、皆さんのマイナンバーが記載された通知カードが、住民票の住所あてに送付されます。マイナンバーの通知を確実にお受け取りいただくため、現在、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、住所変更の手続きをお願いします。



通知カードの送付先に係る居所情報登録について

やむを得ない理由により、住民票を残して別の場所にお住まいであり、住民票の住所地で通知カードの送付を受けることができない場合は、現在お住まいの場所(居所)をご登録いただくことにより、登録した住所(居所)で通知カードを受け取ることができます。

■やむを得ない理由により居所情報登録が可能の方

- ・東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方。
- ・ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で、住所地以外の場所へ移動している方。
- ・平成27年10月5日以降、医療機関・施設などへの長期入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していない方。
- ・上記以外の方で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方。

※進学・就職などの理由により住民票の住所を変更していない方はやむを得ない理由には該当しません。この場合は、お住まいの市区町村に住所変更の手続きをしてください。

■居所情報登録の申請方法

【提出書類】「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」

※申請書は、お近くの市町村窓口、総務省ホームページ、都留市役所ホームページなどでも入手できます。

【添付書類】

- ・申請者の本人確認書類
- ・居所に居住していることを証する書類
- ・代理人が申請する場合は、代理権を証明する書類
- ・代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類

申請期間 9月25日(金)までに持参または必着

申請先 住民票のある市区町村に申請してください

問合先 市民課 市民窓口担当

- ・国のHP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバーのコールセンター ☎0570(20)0178

パブリック・コメントを実施します！

〔(仮称)都留市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(案)の考え方について〕

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が実施されることに伴い、「(仮称)都留市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(案)」を新たに制定します。

この条例の考え方について、市民の皆さんのご意見を募集いたします。

【募集期間】

9月1日(火)～9月30日(水)

【問合先及び意見等の提出先】

次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

■直接提出

■郵送 〒402-8501

(住所不要)都留市役所企画課

■FAX (45)5005

※送付書を添付してください

■Eメール

jyouthou@city.tsuru.lg.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入がない場合は、受け付けできません。

【公表する施策の入手方法】

■市ホームページ

■閲覧場所

月～金曜日(祝日は除く)

・市役所(企画課 情報政策担当)

総務課 法制広報担当

・いきいきプラザ都留

・各地域コミュニティセンター

※閲覧時間は17時15分まで

火～日曜日、祝日(月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日を除く)

・市立図書館

※閲覧時間は火～木曜日は19時

まで、金～日曜日は17時15分

まで。